

◇こんなときには届出をしてください◇

就職・転職・退職・結婚などにより加入の種別が変わるときには必ず届出をしましょう

こんなときには (種別の変更)		届出に必要なもの
就職したとき	就職者本人 (1号⇒2号)	年金手帳・印鑑 加入証明書※または会社の健康保険証、共済組合員証 (就職日および扶養者の扶養認定日のわかるもの)
	新たに扶養される配偶者 (1号⇒3号)	
結婚したとき	新たに扶養される配偶者 (1号⇒3号)	町の国民健康保険に加入している場合は国民健康保険証
退職したとき	退職者本人 (2号⇒1号)	年金手帳・印鑑 脱退証明書※ (退職日および扶養者の扶養除外日のわかるもの) 町の国民健康保険に加入している場合は国民健康保険証
	扶養されていた配偶者 (3号⇒1号)	
扶養からはずれた	扶養されていた配偶者 (3号⇒1号)	

※加入証明書および脱退証明書は勤務先の会社で証明してもらおう書類です